

令和8年度水と緑のふれあい基金運用事業「フラワーポット貸出事業」に係る貸出条件について

令和8年度水と緑のふれあい基金運用事業「フラワーポット貸出事業」に係るフラワーポットの貸出条件は、次のとおりとします。

1 基本事項

- (1) 千歳市内に立地し、フラワーポットを公共道路に面した私有地に3年間設置できること。
- (2) 貸出期間中は、毎年フラワーポット設置後に、設置報告を提出すること。
- (3) 貸出期間中は、毎年花苗を植栽し管理をすること。

2 管理

- (1) 夏期間（10月まで）は、花苗等の良好な管理をすること。
- (2) 冬期間は、適切な場所にフラワーポットを保管すること。
- (3) 盗難・紛失・破損した場合は、すみやかに財団へ届け出ること。

3 設置場所

- (1) 事業所等の敷地内又は土地所有者の承諾を得ていること。
- (2) 事業所等の玄関又は駐車場など、公共道路を通行する人からよく見える場所に設置すること。
- (3) 歩行者や自転車等の妨げにならない場所に設置すること。

4 その他

- (1) 申込書の内容に変更等があった場合は、すみやかに財団へ届け出ること。
- (2) 事故等が発生した場合は、責任をもって対応すること。

5 お問い合わせ先

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団
事業課緑化振興係
〒066-0047 千歳市本町3丁目21番地
電話 0123-22-1117
FAX 0123-22-1118